

秋スポ少－7
令和4年4月13日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原幸成
(公印省略)

「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月18日時点)」等について(通知)

各市町村スポーツ少年団には、令和4年3月10日付秋スポ少-106で、スポーツ少年団活動の条件付き段階的な再開をお願いしてきたところです。

現在も予断を許さない状況ではありますが、可能な限りの活動を実施することにより、団員の健やかな成長を保障する観点から、4月18日(月)から、同一郡市内同士に限るという遵守事項に則った上で、練習試合等の対外交流を認めることにしました。

つきましては、新たに「スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月18日時点)」及び「スポーツ少年団活動における遵守事項(令和4年4月18日から)」を作成しましたので、貴管下の各単位団関係者(保護者含む)に周知するとともに、今後も警戒を怠ることなく、感染防止対策を講じてくださるようお願いします。

なお、スポーツ少年団を所管する市町村教育委員会及びスポーツ振興主管課が、当該地域の感染状況により独自の方針を定めた場合には、その方針の遵守を優先してくださるようお願いします。

また、ガイドライン等は、今後の状況変化により適宜見直すこととします。

別 添

- 1 「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月18日時点)」
- 2 別紙「スポーツ少年団活動の実施における遵守事項(令和4年4月18日から)」

〈本件の問い合わせ先〉

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂、七尾
TEL 018-866-3916
FAX 018-864-5752

各競技団体長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原幸成
(公印省略)

「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月18日時点)」等について(通知)

各市町村スポーツ少年団には、令和4年3月10日付秋スポ少－106で、スポーツ少年団活動の条件付き段階的な再開をお願いしてきたところです。

現在も予断を許さない状況ではありますが、可能な限りの活動を実施することにより、団員の健やかな成長を保障する観点から、4月18日(月)から、同一郡市内同士に限るという遵守事項に則った上で、練習試合等の対外交流を認めることにしました。

つきましては、新たに「スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月18日時点)」及び「スポーツ少年団活動における遵守事項(令和4年4月18日から)」を作成しましたので、貴管下の各競技団体関係者(郡市組織等の下部組織含む)に周知するとともに、今後も警戒を怠ることなく、感染防止対策を講じてくださるようお願いいたします。

なお、スポーツ少年団を所管する市町村教育委員会及びスポーツ振興主管課が、当該地域の感染状況により独自の方針を定めた場合には、その方針の遵守を優先してくださるようお願いいたします。

また、ガイドライン等は、今後の状況変化により適宜見直すこととします。

別 添

- 1 「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月18日時点)」
- 2 別紙「スポーツ少年団活動の実施における遵守事項(令和4年4月18日から)」

〈本件の問い合わせ先〉

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂、七尾
TEL 018-866-3916
FAX 018-864-5752

秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン

(令和4年4月18日時点)

1 活動方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、

- ① 密閉、密集、密接の「3密」を避ける。
- ② こまめに手洗いや消毒を行う。
- ③ 周囲の人との間隔をあける。
- ④ スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する。
などの感染症対策を徹底する。

2 基本的な留意事項

- (1) 活動前に必ず検温や健康観察を励行し、熱や息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合には、参加を見合わせる。また、体調不良の症状が見られる場合には速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数が集って密集した活動になることを徹底して避けること。
- (3) 活動の前後に、石けんによる手洗いやアルコール等による手指消毒を行い、必要に応じて多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用すること。
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあげ、鳴り物や大声での応援を控えること。
- (7) 活動途中で集団でまとまって食事を摂らないこと。
- (8) 練習等において、審判を依頼したり、保護者や関係者が試合観戦したりする場合も、十分な感染症対策を講じること。

3 県外での活動について

- (1) 県外の大会への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。

- ・「真にやむを得ない大会」とは、日本スポーツ少年団や中央競技団体等が主催する全国・東北大会とする。
- ・真にやむを得ない大会として全国・東北大会に参加する場合、スポーツ少年団を所管する当該市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課、団員が在籍する学校に、必ず事前に報告・相談し、帰県後の健康観察(自宅待機)期間などの指示を受けること。
- ・真にやむを得ない大会として参加する場合、考えられる最大限の感染防止対策を講じること。

- (2) 県外への練習試合や遠征、県外の団を招いての活動は、当面の間控えること。

4 県内での活動について

- (1) (別紙) 遵守事項(令和4年4月18日から)に則った上で活動すること。
- (2) 練習試合等の対外交流については、保護者の同意を得て実施するのはもちろんのこと、考えられる最大限の感染防止対策を講じること。
- (3) 宿泊を伴う活動(合宿等)については、実施しないこと。

5 その他

- (1) 中央競技団体は、随時「競技別ガイドライン」の改訂を進めており、その動向を常に注視し、最新の感染防止策を講じること。
- (2) このほか、市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の遵守を最優先すること。

別紙

スポーツ少年団活動の実施における遵守事項（令和4年4月18日から）

遵守事項

- 団関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止するとともに、再開についてはスポーツ少年団を所管する市町村教育委員会及びスポーツ振興主管課に相談した上で慎重に判断すること。
- 他団との練習試合等の対外交流は、当面の間、同一郡市内の団に限って実施すること。
ただし、感染が拡大している地域との交流は控えるなど、柔軟な対応をすること。
- 休日に活動する場合は、午前又は午後のみでの活動とすること。
ただし、練習試合等を実施する場合はこの限りではないが、できる限り短時間での活動とすること。その際に、やむを得ず昼食をとる場合は、場所、間隔等に十分配慮すること。
- 練習会場の広さに対する団員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとに分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。
特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出さず活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。
- 練習前後の更衣やミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 練習後は、集団で飲食等をしないよう、指導を徹底すること。